平成２２年（フ）第１５４号
山口県大島郡周防大島町大字土居351番地29
債務者　石本　仁美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第５号
香川県綾歌郡宇多津町2715番地４
債務者　合澤　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２３年（フ）第１２０号
愛知県春日井市大和通１丁目47番地５　オリオン102―102号
債務者　山口　淳史
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１０１６号
北九州市八幡西区馬場山東１丁目10番１号
債務者　野満　啓介
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第２５４号
松江市上乃木３丁目10番１号
債務者　廣江眞知彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第１１号
松江市寺町180番地２
債務者　遠藤　健行
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３６６号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目５番17号
債務者　高橋　清雪（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２３年（フ）第６号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目１番６―523号
債務者　二本木　勇
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２３年（フ）第８号
神奈川県逗子市沼間５丁目16番12号
債務者　秋山　欧美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２３年（フ）第１３号
神奈川県横須賀市浦賀１丁目６番４号
債務者　比金　幸江
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２２年（フ）第６２２号
青森県東津軽郡平内町大字薬師野字家岸26番地
債務者　中新田　昇
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第６３０号
青森県上北郡野辺地町字観音林後27番地15
債務者　藤谷　孝志
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１７１３号
愛知県海部郡大治町大字北間島字柿木33番地パークレーンコート302号
債務者　尾藤　亜衣
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第２１７８号
愛知県豊明市西川町善波５番地４　ファミール善波Ａ棟102号
債務者　本間千都美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第５２号
愛知県小牧市小牧１丁目239番地　セント・ブルージュ101号
債務者　柴田　博友
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第９５１８号
大阪府枚方市中宮西之町17番27―203号
債務者　杉本　知美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９５４０号
大阪府茨木市新郡山１丁目26番105号
債務者　田島　光利
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９６８１号
大阪府守口市南寺方東通４丁目26番５―303号、事業所所在地大阪市都島区片町２―４―５　京橋駅前ビル１Ｆ３号
債務者　Ｎａｉｌ919こと　藤本　淳子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部